



厚生労働省

鳥取労働局

Press Release

鳥取労働局発表  
令和元年6月27日(木)

担  
当

鳥取労働局労働基準部賃金室  
室長 松村 孝也  
室長補佐 片山 竜次  
電話 0857-29-1705

## 令和元年度鳥取県最低賃金の審議始まる

### —鳥取県最低賃金の改正諮問—

令和元年7月5日(金)に開催される第514回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取労働局長(丸山 陽一)は、同審議会会長に対して、最低賃金法の規定に基づく鳥取県最低賃金の改正決定について、審議をお願いする旨の諮問を行います。

#### ○第514回鳥取地方最低賃金審議会

日時 令和元年7月5日(金) 13:00～  
場所 鳥取労働局 4階会議室 (鳥取市富安2丁目89-9)  
内容 鳥取県最低賃金の改正諮問 ほか

#### これまでの鳥取県最低賃金額の変遷について

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
時間額	677円	693円	715円	738円	762円
引上げ額	13円	16円	22円	23円	24円
引上げ率	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%

## 【最低賃金の改正】

地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額を目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長が決定します。

